

高齢者の方へ

補聴器の購入費用の一部を助成します。



◆対象者

1. 宇陀市内在住の65歳以上の方
2. 両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満又は1耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他耳の聴力レベルが70デシベル以上であり、補聴器が必要であると医師(※1)が診断した方
- ※1 身体障害者福祉法第15条第1項の規定により県知事が定める医師に限る。
3. 身体障害者手帳の交付を受けていない方
4. 他の法令に基づく補聴器の購入に係る費用の助成を受けていない方
5. 市税に滞納がない方

◆助成金額

医師意見書に基づいた左右いずれかの補聴器1台分の助成対象経費額の1/2で、

上限は20,000円です。

- ※付属品の購入経費、送料、修理費は対象外となります。
- ※受診料、検査料、医師意見書の作成費用等は自己負担です。

◆申請書類(購入前に申請してください。)

- ◇宇陀市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書【様式第1号】
- ◇医師意見書【様式第2号】
- ◇納税等確認承諾書【様式第3号】
- ◇本人確認書類(顔写真あり1種類(例:マイナンバーカードや免許証の写し等))
または(顔写真なし2種類(例:公的機関が発行しているもの))
- ◇補聴器取扱店舗等が作成した見積書やカタログの写し

※申請前の購入は対象外になります。



◆購入後の提出書類(購入後速やかに提出してください。)

- ◇宇陀市高齢者補聴器購入費助成金実績報告書【様式第4号】
- ◇補聴器の購入費を確認できる領収書等(コピー可)
- ◇宇陀市高齢者補聴器購入費助成金交付請求書【様式第8号】

■高齢者補聴器購入助成金交付に関する流れ

◆相談、申請書等の入手【宇陀市役所介護福祉課窓口】

- ・交付申請書、医師意見書、納税等確認承諾書をお渡しします。

◆耳鼻咽喉科の受診（身障者福祉法第15条第1項の指定医在籍医療機関）

- ・指定の耳鼻咽喉科に医師意見書を持って受診してください。
- ・補聴器の使用が必要と認められた場合は、医師意見書の記入を受けます。

※受診料、検査料、医師意見書の作成費用等は自己負担です。



◆補聴器取扱店舗等へ訪問

- ・医師意見書に基づいた補聴器の見積もりを入手します。

◆宇陀市役所介護福祉課へ申請書類等一式を提出

- ・交付申請書等必要事項を記入し、添付書類(下記)を添えて提出します。
- ・添付書類【本人確認書類、補聴器の購入費を確認できる書類】

◆審査・交付決定

- ・審査後、「交付決定通知書(または不交付決定通知書)」を送付いたします。

◆購入

- ・「交付決定通知書」が届き次第、見積書の発行を依頼した補聴器取扱店舗等にて補聴器を購入してください。



◆実績報告、請求

- ・補聴器を購入後、なるべく早く実績報告書に補聴器の購入費を確認できる領収書等の写しを添付して提出してください。
- ・審査後、「交付額確定通知書」を送付いたします。
- ・「交付額確定通知書」が届き次第、請求書を提出してください。



◆助成

- ・指定された口座へ助成金をお振込みいたします。

【お問い合わせ・送付先】

〒633-0291

宇陀市榛原下井足17番地の3 宇陀市役所 介護福祉課

TEL:0745-82-3675



宇陀市キャラクター ウッビー